

山形、昭49不1、昭50. 2. 10

命 令 書

申立人 全国金属労働組合山形地方本部山形小松支部

被申立人 山形小松重車輛株式会社

被申立人 山形小松フォークリフト株式会社

被申立人 株式会社 東商

主 文

1 被申立人会社は、会社職制をして申立人組合を中傷誹謗し、組合員に対し、組合からの脱退及び別組合への加入ならびに会社退職及び申立人組合解散を懲懲するなどして、申立人組合の運営に介入してはならない。

2 被申立人会社は、下記文書をそれぞれの会社名で縦1メートル、横1.3メートルの板面に明瞭に墨書きし、各本社及び山形小松重車輛株式会社米沢支店の正面入口に掲示し、10日間存置しなければならない。

記

会社が、職制をして全国金属労働組合山形地方本部山形小松支部を中傷ひぼうし、同支部の組合員に対し組合からの脱退及び別組合への加入ならびに会社退職及び申立人組合の解散などを勧奨したことは労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であったことを認め、今後このような行為を繰返さないことを誓約します。

昭和年 月 日

全国金属労働組合

山形地方本部山形小松支部

執行委員長 A1 殿

3 その余の申立てはこれを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人全国金属労働組合山形地方本部山形小松支部（以下「全金組合」又は単に「組合」という。）は、被申立人山形小松重車輛株式会社、山形小松フォークリフト株式会社及び株式会社東商の従業員で組織する労働組合で、本件申立時の組合員数は35名である。
- (2) 被申立人山形小松重車輛株式会社（以下「重車輛」という。）は肩書地に本社を山形市、米沢市、酒田市及び新庄市に支店を有し、資本金2,000万円、従業員約200名をもって株式会社小松製作所の製品の販売及び整備、車輛及び建設用諸機械の販売及び貸与、部品工具及び資材の販売ならびに車輛の油脂及び燃料ガスの販売等を業とする会社である。
- (3) 被申立人山形小松フォークリフト株式会社（以下「小松フォーク」という。）は肩書地に本社を、酒田市に営業所を有し、資本金2,000万円、従業員約20名をもって、株式会社小松製作所製のフォークリフトの販売、整備及び修理ならびに附属品の販売、装着、整備及び修理等を業とする会社である。
- (4) 被申立人株式会社東商（以下「東商」という。）は肩書地に本社を山形市、酒田市及び秋田市に営業所を有し、資本金1,200万円、従業員約40名をもって、建設機械及び産業機械の販売、各種プラント設備ならびに各種機械及び車輛のリース等を業とする会社である。
- (5) 重車輛の取締役のうち、B1、B2及びB3は小松フォーク及び東商の取締役にも就任しており、従業員も重車輛、小松フォーク及び東商（以下「被申立人会社」という。）間での異動もあり、被申立人会社はいわゆる関連会社である。

2 全金組合の結成と協定書締結までの経緯

(1) 昭和48年11月11日、全金組合は、被申立人会社の従業員74名で結成し、翌12日被申立人会社代表取締役B1（以下「B1社長」という。）に対し、組合結成の通知をするとともに、年末一時金ほか16項目に及ぶ要求書を提出した。そこで話し合いの結果、労使関係の一般的問題について次のような確認がなされ、具体的労働条件については後日回答することになった。

- ① 会社は不当労働行為と目されるようなことはしないこと。
- ② 要求書については、速やかに回答すること。
- ③ 組合側団交要員については、上部団体役員もみとめること。
- ④ 組合事務所を貸与し、掲示板の設置を許可すること。

(2) 11月13日団交が開催され、翌14日下記内容の協定書が締結された。

協定書

1. 労働条件の変更については、支部と協議決定の上実施する。
2. 会社は就業中の電話の取次ぎ、面会等の便宜をはかり、また、連絡等最小限の組合活動を認める。但し、上司の許可を得るものとする。
3. 団体交渉は、会社、支部双方のいずれか一方が申入れたときは特別の事情がない限り直ちに応ずるものとし、遅くとも原則として3日以内に行うこと。

昭和48年11月13日

(3) この協定書の第1項は、組合側が

- ① 労働条件の改訂、新規実施については、労働組合と事前に協議して行ない、一方的には行なわないこと。
- ② 組合員の解雇、配置転換、職種変更、昇格及び降格など労働者の労働条件に重大な影響ある問題は事前に組合と協議し、組合と本人の了解なく一方的に行なわないこと。

の2項目に分けて要求したものうち前者についてのものであった。後者について、被申立人会社は、個人の意思は尊重するが、これは会社の人事権の問題であるので同

意するわけにはいかないと主張し、双方合意に達しなかった。

- (4) 同月19日の団交において組合は結成当初組合員の範囲を班長以下としておったものを係長以下とする旨、会社側に通告した。

これは、係長クラスの者で加入を希望するものがあり、これにこたえるために、組合員の範囲をひろげようとの執行委員会の決定に基づくものであった。これに対して、被申立人会社は、会社の利益代表者であるとして、係長を非組合員とするよう要望した。

なお、同月21日には組合員数は119名に達した。

3 米沢地区における全金組合員に対する組合脱退懲処

- (1) 11月22日午前中、重車輛米沢支店業務部長B 4（以下「B 4部長」という。）は、在店していた職制を個別に同支店2階の会議室に呼び、それぞれ1時間程度話し合いをした。

職制が、部長に1人ずつ呼出しをうけて話し合いをするというのは同支店では異例のことであった。

同日午後2時頃、重車輛取締役サービス部長B 2（以下「B 2部長」という。）が来店し、係長以上の職制を2階会議室に招集して、48年下半期の営業成績についての会議を開いた。

なお、同社の下期の締切りは11月30日となっており、この会議は5時頃終った。

- (2) 11月23日午前9時頃から重車輛米沢支店サービス部次長B 5（以下「B 5次長」という。）と部下のA 2は、同市郊外の水窪ダム工事現場ヘブルドーザーの修理でかけた。修理は午後1時頃完了し、帰途の車中で、B 5次長はA 2に対し、今の日本の労働組合には二つの系統があり、一つは過激な労働組合で、他の一つは民主的な話合いのできる組合だなどと話した。B 5次長は、申立人組合が過激な組合の系統に属するものであり、このような話をすれば、これに加入しているA 2が別の系統に属する組合を考えてくれるのではないかと思い、さらに、現在会社にある申立人組合についてどう思うかと尋ねた。A 2は、組合に加入したばかりなので、良く分からぬ旨答

えた。

その後49年にはいり、A2は全金組合を脱退している。

- (3) 全金組合では、係長等の職制が当初加入したいとの希望があったにもかかわらず、その後組合に加入することなく、逆に全金組合を誹謗中傷し、脱退を強要しているとのうわさがあるが、その確証をつかめずにいた。

(4) 11月25日全金組合の執行委員A 3（以下「A 3」という。）は、重車輛米沢支店のB 6係長及びB 7係長が全金組合からの脱退強要のため、組合員のA 4宅を訪問しているとの連絡をうけたので、A 4宅に赴き前記係長が訪問している現場を確認した。そこで同日午後から前記係長と話し合いをして、その事情を明らかにしようということになった。

午後2時頃から前記両係長のほかB8係長、B9係長及びB10係長も集まり、米沢地区の執行委員A5、A6、A7、A3らとの間で話し合いが行なわれた。

前記係長らは、全金組合の切崩しのため家庭訪問している事実を認めたが、切崩し行為をやめて欲しいとの申入れに対しては、やめるわけにはいかないとの返事であつた。

さらに、なぜ切崩しをするのかと問いただしたが、ただやめるわけにはいかないと
の返事を繰返すだけであった。

最後に前記係長らは下記文書を全金組合に提出した。

1. 我々（係長全員米沢）が行なっている組合活動は不法労働行為であることを認め
る。
 2. 今後は係長全員は不法労働行為組合を行っていく。
 3. 部長、次長は係長全員で行なっている組合活動とは関係ない。
 4. 組合を作る事は反対しないが全金は認めない。
 5. B7係長、B6係長が活動した事は認める。 以上

11月25日 B9、B10、B7、B8、B6

組合側では、この文書に「不法労働行為」となっているのは「不当労働行為」の誤

りではないとか指摘したところ、B 9係長らはこれを認めたので、後に組合の方で「不当労働行為」と訂正した。

(5) 11月下旬、B 4部長は、同人の近所に住んでいる従業員A 8（以下「A 8」という。）の父親より、A 8が会社の者5～6人と同人宅で会社や労働組合などについて話をしているようだが、会社に背をむけるようなことがあってはまずいので、どういうことなのか聞いてみてくれと依頼された。A 8が全金組合に加入していることを知っていたB 4部長は、A 8宅を訪れA 8に対し、全金組合に加入しているとのことだが、それは本人のためにならない、会社に背をむけるようなことがあってはまずい、今はそれより自分の腕をみがくのが先決ではないかなどと述べた。

B 4部長は、A 8の父親と個人的に付合いがあり、A 8が重車輛に入社する際の保証人であった。

なお、その後A 8は全金組合から脱退している。

4 山形地区における全金組合に対する脱退懲罰等について

(1) 11月24日午後3時30分頃小松フォーク営業部長B 11（以下「B 11部長」という。）は同本社サービス課のA 9（以下「A 9」という。）を応接室に呼出し、同人が出張の途中で医者に寄り、耳の治療をうけていることについて同人に注意を与えた。さらに全金組合が過激な活動をすると認識していた同部長は、部下のA 9が全金組合に加入して、困ったことだと思い、脱退して欲しいと考えていたことから、A 9に、労働組合ができたというが、どういう内容の組合であるか知って加入したのかと尋ねた。A 9はよく分からぬ旨返事したところ、同部長はストライキなどあまり過激な行動をして欲しくない旨述べた。その後、A 9は全金組合を脱退している。

(2) 11月25日午後4時30分頃、重車輛本社の係長B 12（以下「B 12係長」という。）及びインストラクターのC 1（以下「C 1」という。）は、全金組合員A 10（以下「A 10」という。）の自宅を訪問した。

C 1は、全金組合が過激な労働組合であること、だからこれはつぶさなければならぬことなどを述べ、脱退届の用紙を準備してきたから記名捺印してくれと、A 10に

たのんだ。

さらに、C 1はサービス部のA11のところにも回って脱退届を書いてもらったこと、新しい組合をつくるつもりでいることなどを話した。

A10が考えさせてくれと話したところ、B12係長らは、今日の来訪について会社の者には黙っていてくれるよう頼み、5時30分頃帰った。

(3) 11月25日午後9時すぎ頃、重車輛本社の係長B13（以下「B13係長」という。）と班長B14（以下「B14班長」という。）は、同社従業員A12（以下「A12」という。）宅を訪れ、全金組合はアカである、そのような組合から脱退して俺達の作る組合にはいってくれと頼んだ。A12は、一晩考えさせてくれと言ったところ、B13係長らは、準備してきた脱退届の用紙を出して、しつよう記名捺印するよう要請した。そこでA12は仕方なしに、一応書くが、なお一晩考えてみて脱退しない気持に変りがなければ、この脱退届を自分の前で破いてくれと記名捺印した。

翌日、A12はB13係長に全金組合から脱退する意思のないことを告げ、脱退届を破いてもらった。

(4) 11月26日、全金組合は、B12係長、B13係長の前日の行動に対して抗議したところ、同人らはそれぞれ下記のような謝罪文を書き、全国金属労働組合山形地方本部に提出した。

私は、全国金属の組合員に対して全国金属を誹謗中傷し、山形小松支部からの脱退をはかろうとしたことは誠に申訳ありませんでした。

深く謝罪するとともに、今後このようなことは一切いたしません。

48年11月26日

5 C 2への全金組合切崩しの依頼について

(1) 11月24日午前11時頃重車輛本社整備係長C 2（以下「C 2」という。）は、B 2部長から岩波砕石場のブルドーザー修理について電話との呼出しをうけたので、電話口にてみると、同人がその日に出した12月末の退職届について話があるからB 2部長の自宅に来てくれということであった。

同部長宅での話は、C 2に退職を思いとどまって欲しいということであったが、C 2は、もうきめてしまったことで退職届を撤回する意思のないことを告げた。同部長は、組合についての話をきりだし、全金組合は過激な労働組合であり、組合から会社で唯一の労働組合として認めろと要請があったが絶対に認めるわけにはいかないという話であった。C 2は、会社を退職する者が聞いても無駄であるから話さないでくれと言ったが、同部長は、さらに、君を部下はだいぶ信用してついてくる、だからこの組合のさわぎを丸くおさめられるのではないかとの趣旨のこと及び不当労働行為をしても最高裁までに20年以上かかるから大丈夫だなどと述べた。C 2は、第二組合を作れとのことだと感じたが、自分は退職するのだからその話を断わったところ、同部長はこのことは誰にも話さないでくれということであった。そのほか、岩波碎石場のことについての話はなく、午後2時45分頃、C 2は部長宅から会社に帰った。

(2) 11月26日午後3時頃、C 2が工場で働いていたところに、B 14班長がやってきて、24日に岩波碎石場のことで、B 2部長に呼出しをうけなかつたかと尋ねた。C 2は呼出しをうけ、行ってきた旨を話すと、B 14班長は、俺も呼出しをうけこれから行くところだとのことであった。C 2は自分がB 2部長に呼出しをうけたことをB 14班長が知っているのはおかしいと思い、やはり自分に話されたような用事なのかと考えた。

C 2は11月30日退職した。

(3) 12月7日、山交ランドでC 2の送別会が催された。

送別会が終り、会社の職制らが帰ってから、C 2は全金組合の執行委員A 13らに自分が11月24日にB 2部長に呼出されたときの話の内容及び26日にB 14班長も呼出しをうけていたことなどを話した。

(4) 昭和49年1月12日午後8時頃、C 2はB 2部長からの電話をうけた。B 2部長は、11月24日のC 2との話について、組合から抗議をうけたが、あの話は君以外に知っている者はいないはずだ、君が全金組合に話したのかとのことであった。C 2は、誰にも話していない旨答えたところ、同部長は、裁判にでもなつたら、あとで証人として出でもらうかもしれないとのことであった。

6 山形小松重車輛労働組合の結成

- (1) 11月27日、重車輛本社の係長C 3、B 14班長らが中心となり、山形市内のホテルオーヌマで、全日本労働総同盟山形地方同盟に加盟する山形小松重車輛労働組合（以下「同盟小松」という。）の結成大会を開いた。
- なお同盟小松の組合員数は166名であった。

- (2) その後前記A 2、A 8、A 9は同盟小松に加入している。

7 団結権侵害禁止の仮処分について

- (1) 12月5日、全金組合は、山形地方裁判所に対し、被申立人3社を被申請人として団結権侵害禁止仮処分の申請を行なった。

- (2) 12月6日、山形地方裁判所は次のような仮処分の決定をした。
- 「被申請人らは、自らまたは部長、部次長、課長、係長、主任、班長らの職制をして、文書もしくは口頭により申請人組合を中傷誹謗し、または申請人組合の所属組合員に対し、申請人組合からの脱退、もしくは山形小松重車輛労働組合への加入の懲罰をするなどして、申請人組合の運営を支配し、もしくはこれに介入する一切の行為をしてはならない。」

8 人事異動について

- (1) 12月29日、全金組合は全体集会を開催した。この集会で、或る組合員が、同盟小松の書記長であるB 14班長（以下「B 14同盟書記長」という。）が、1月になれば驚くような人事異動がある、会社は全金組合をつぶすことをやめていない、3月までに勝負をつけようとしているなどと話していた、と発言した。組合はこれを重視して、翌30日、B 1社長に対して、人事異動計画の事実と確認と、会社の機密事項がB 14同盟書記長に知らされ全金組合破壊に利用されているとして、B 14同盟書記長の言動について何らかの措置をするよう内容証明郵便で申入れを行なった。しかし、これについて何らの回答も得られなかった。

- (2) 昭和49年1月4日、被申立人会社は1月1日付の人事異動を発表した。

この人事異動は、前年12月20日頃赴任した企画室長B 15を中心にして立案されたも

ので、重車輛本社を組織上本社と山形支店に分離するために行なわれたものであった。

これにより全金組合の副委員長A14（以下「A14」という。）は重車輛本社から同社庄内支店へ、執行委員情宣部長A15（以下「A15」という。）は重車輛本社から米沢支店へ、組合員のA16（以下「A16」という。）は重車輛本社から新庄営業所への転勤が命ぜられ。また全金組合員でない者では、重車輛庄内支店のC4が東商山形本社へ、そのほか東商米沢営業所の従業員1名が同所の廃止により山形本社への転勤を命ぜられた。

勤務地に変更のあったものは以上5名であるが、全金組合書記長A17（以下「A17書記長」という。）は、重車輛本社総務課から営業のセールスに、同じく会計担当のA18は重車輛本社工場エンジン班から出張班へと会社内の仕事からいわゆる外回りの仕事へと勤務替えがあった。

(3) この転勤命令について全金組合は協定を無視し、かつ組合組織破壊を狙う不当配転であるとして抗議したが、会社は協定書第1項の労働条件に転勤、配置転換は含まれないとして命令撤回要求には応じなかった。

(4) 約1ヵ月後、A14については、同人宅に病人があり、家から離れられないということで転勤命令は撤回された。なお、同人はコンプレッサーの技術者であったが、辞令撤回後、もとの職場にもどされることなく雑用に使われていた。

2月27日、同人は全金組合を脱退している。

(5) A15は、同人の実家が南陽市宮内で通勤に不便なため、山形の寮に入りたいという希望であったが会社は勤務地の近い米沢転勤を命じたもので、またA16については、重車輛の新庄営業所を改築して、規模を大きくし、支店に昇格させるために新庄市に近い真室川町の出身である同人に転勤を命じたものである。

その後、A15、A16とも全金組合を脱退し、同盟小松に加入了。

(6) また、この人事異動は重車輛の部長会議で決定されたものであるが、実質的には被申立人会社共通の人事異動で従業員の雇用関係はかわっても賃金その他の労働条件は前の会社のものを引継ぐ形となっている。

9 A17に対する退職懲罰について

- (1) 昭和49年3月、A17書記長は車に追突され、いわゆるむちうち症になり、約2週間ほど会社を休んだ。その後回復して出社していたが6月にはいりまた悪化し、同月16日より会社を休んでいた。
- (2) 重車輛山形支店長B16（以下「B16支店長」という。）は、A17書記長の見舞に行くつもりでいたものの、多忙であったので、部下にA17書記長へ電話する用事があつたら、ついでに同人の様子を聞いておくよう命じていた。
- (3) 7月23日朝、A17書記長は前日会社から、たまに顔をだしたらどうだとの電話をうけたので、会社に行き、B16支店長に挨拶した。B16支店長がA17書記長にその後の病状などを尋ねていたところ、7月1日付で重車輛労務部長となったB15（以下「B15部長」という。）が来たので、会議室に行き一緒に話をはじめた。
- (4) B15部長は、A17書記長がこれ以上休まなければならないのであれば、本人がもつと能力を伸ばせる職場を別にみつけた方が良いのではないかと話した。
- A17書記長は7月末までによく考えて返事したいということだったので3人の話は約1時間くらいで終った。
- (5) 8月6日、B15部長はA17書記長に電話をして、7月23日の返事はどうなのか尋ね、さらに医師の診断書が8月1日で切れたままになっており、無断欠勤である、5日以上無断欠勤をすれば就業規則により懲戒解雇となる旨を告げた。A17書記長は、部長とあって話をしたいと返事をした。
- (6) B15部長は、そのころB16支店長と夕食を共にする予定でいたので、丁度都合もよいかから3人でどうかとB16支店長に相談し、7日午後4時から市内本町の「鳥海」で夕食しながら話したい旨A17書記長に連絡した。
- (7) 8月7日午後4時すぎ頃から、3人は「鳥海」にあつまり、ビール等を飲みながら会食をはじめた。

B15部長はA17書記長に7月の末まで返事するということであったがどうするのかとただした。A17書記長はむちうち症がなおれば、会社にてて働くつもりでいるが、

まだはっきり決めたわけではないなどとあいまいな返事をして、8月5日の2週間加療の診断書を提出した。

B15部長とB16支店長は、A17書記長に対して、重車輌よりもっと自分の能力を伸ばせるところが、ほかにあるのではないかなどと言ったがA17書記長の返事は、慎重に考えてみたいなどと、はっきりした態度を示さなかった。

B15部長は、さらにA17書記長が会社にでてくるとすればもっと組合運動をやるのかとただし、全国金属労働組合は総評の中でもっとも戦闘的な組合だ、最後まで経営者を追いつめると、経営者は事業を放棄するようになるだろう、労働者がほんとうに社会的向上をめざすのであれば、大きい組合の方がいいのではないか、全金組合を解散して大きい方にまとまつたらどうか、君は全金組合のリーダーなのだからそのつもりになればできるのではないかなどと話した

これに対しA17書記長は、組合員みんなが解散するというのならともかく、自分は全金組合を解散させる考え方などを述べた。

そのほかB15部長とA17書記長は雑誌文芸春秋6月号掲載のグループ1984年の「日本共産党民主連合政府綱領批判」などの話をして、3人は8時頃「鳥海」をでた。なお、この経費はB16支店長が支払った。

(8) 当日、会社の親睦団体工友会主催の恒例バーベキューがあったので、B16支店長は会社に帰り、A17書記長とB15部長は市内七日町花小路のバー「まり」に行った。「まり」では、前記文芸春秋の記事の話などを9時頃2人は別れた。なお、この経費はB15部長が支払っている。

(9) 8月20日、B15部長は、A17書記長の7日「鳥海」における返事がはっきりしたものでなかつたので、その後どう決めたのかとの趣旨の電話をした。

同日午後5時すぎ、A17書記長は会社に赴き、B15部長とあい、B16支店長も含め3人で労務部長室で話合った。話の内容は、A17書記長が会社を退職するのかどうかということであったが、同人は会社をやめるか否かは、部長からとやかく言われる問題でなく、自分自身できめることだと答えた。

(10) 翌21日朝、A17書記長はB15部長に電話で7月23日、8月7日のB15部長の言動はA17書記長に対する退職強要であり、山形県地方労働委員会に不当労働行為を構成する具体的的事実として追加申立てをした旨告げた。

なお、同日全金組合は、B15部長に対し同様の趣旨で抗議もしている。

(11) 同日夕方、会社よりA17書記長あてに警告書が内容証明、配達証明の速達で届いた。この警告書にはA17書記長が提出した診断書は8月5日付2週間の加療というもので、19日以降については無断欠勤となる、5日以上の無断欠勤は就業規則により懲戒解雇とすることになっている、A17書記長の無断欠勤に就いての処置については検討中である旨記載されていた。

なお、この警告書は、21日の午前中にだされたものであった。

(12) 翌22日、A17書記長は、20日付の診断書を速達で会社に送付した。

24日再度会社からA17書記長のところに内容証明、配達証明の速達で警告書がきた。

この警告書は、21日付警告書で注意したにもかかわらず、無断欠勤5日目になっても、診断書はおろか欠勤の連絡もないで会社としては適当な処置を考えるとの趣旨のもので、さらにA17書記長の通院している医者に問い合わせたところ、通院だけで会社の業務にたずさわってもよいと本人に言ってあるとのことなので、明日から出社するよう付記してあった。

(13) その後、A17書記長は一度出社したが通院するため半日つぶれて、完全に1日働くような状態でなかった。そこでB16支店長は、A17書記長に完全に体をなおして、丸1日働くようになってから出社するよう指示し、同人に対する傷病による欠勤を承認した。

第2 判断

1 当事者の主張

(1) 申立人は、被申立人が

ア 職制及び同盟小松の組合員をして、申立人組合を誹謗中傷し、申立人組合の組合員に対して組合から脱退するよう強要し、同盟小松への加入を懲罰させた。

イ 昭和49年1月4日の、協定に違背する人事異動により、申立人組合幹部及び組合員を遠隔地に転勤させ、又は内勤の者を外回りに配置転換をした。

ウ B15部長をして、A17書記長に対し同人の退職及び申立人組合の解散を懲処させた。

これらの所為はいずれも不当労働行為であると主張し、支配介入排除、940万円の損害賠償並びに謝罪文の掲示及び新聞への掲載の救済命令を求める。

(2) これに対し、被申立人は

ア 部長、次長等の職制は申立人組合に対して切崩しをしていない。

イ 係長等の下級職制の行為は、同盟小松としての組合活動であり、被申立人とは無関係である。

ウ 昭和49年1月4日の人事異動は、協定に反するものでなく、重車輛本社から山形支店を分離するためにやむなく行なったものである。

エ A17書記長に対して、申立人が主張するようなことは懲処していない。
と主張して請求棄却の命令を求める。

よって以下判断する。

2 部長及び次長の言動について

(1) B5次長のA2に対する言動及びB11部長のA9に対する言動は前記認定事実3(2)、4(1)に示すとおりで、これらの発言の中に、直接全金組合からの脱退を強要する表現は見出し難い。

しかしながら、同人らはいずれも全金組合を嫌悪していたことが、その証言で明らかであり、同人らの発言はA2及びA9に全金組合から脱退して欲しいとの意図でなされたものであることが認められる。会社の利益代表者たる部長又は次長のこのような発言は組合結成後まもない時ではあり、たとい露骨な表現を含まないにしても、労働者の自主的な組合選択もしくは組合活動に影響を与えることは必至であり、全金組合から脱退を懲処したものと認めるのが至当である。

(2) B4部長は、A8宅を訪問したのは同部長がA8の父親より依頼をうけたからであ

り、かつA 8の身元保証人であったからであると証言する。

しかしながら同部長がA 8に対して話したことは、同部長が全金組合を嫌悪していることを内容としており、A 8の全金組合における活動をやめさせるためになされたものと認めるに十分である。

しかもB 11部長及びB 5次長らの全金組合切崩しと時期を同じくして行なわれており、A 8の保証人であることや父親からの依頼があったということは上記言動を正当化する理由にはならない。

3 係長等下級職制の全金組合脱退強要について

(1) 米沢地区の係長B 9、B 7、B 6、B 10及びB 8、さらに山形地区の係長B 12及びB 13、班長のB 14ならびにインストラクターのC 1らが全金組合員宅を回り、組合切崩しを行なったことは前記認定事実のとおりである。

被申立人はこれら下級職制の行為は同盟小松結成の準備行為であり、会社の関知しないことであると主張する。

(2) 申立人組合が米沢地区の係長の要望により組合員の範囲を係長まで拡大することを決定し、11月19日の団交でその旨を会社側に通告しているのであるから、少なくともこの時点までは係長の中に組合加入を希望する者がいたことが十分推認される。このような状況にありながら、25日の時点では一転して、米沢地区の全係長が全金組合の切崩しに回ったという変容は看過することのできない事実である。

さらに、11月26日には山形において、B 12、B 13の両係長が全金組合に対する誹謗中傷と組合脱退強要をしたため謝罪文を求められ、これに応じている事実すらあるのである。

(3) 以上のように一部係長の全金組合に対する態度の変化とそれに伴う激しい組合切崩しは、B 5次長、B 11部長及びB 4部長等の全金組合切崩しと並行して行なわれており、第二組合結成という目的にも合致する。11月25日、米沢地区のB 9係長等5名が署名し、全金組合に提出した文書は、表現が稚拙で第1項、第2項の意味するところが判然としないものの第4項は正に前記部長等の言動と一致する。さらに拒否された

とはいえる、B2部長がC2に対して全金組合の切崩しと第二組合の結成を示唆している事実などをあわせ考えると前記係長等下級職制の行為は被申立人会社と意を通じてなされたものと推認せざるを得ない。

よって、これら下級職制の行為について被申立人会社はその責任を免れることはできない。

4 人事異動について

- (1) 申立人は本件人事異動を協定無視の、かつ組合の壊滅を狙った不当なものであると主張する。

一般に配置転換等の人事異動は労働条件の変更と考えられているが、本件協定締結の経緯よりして「労働条件の変更」の文言に人事異動は含まれないと解さざるを得ない。

- (2) 人事異動の内容をみると、本件人事異動は重車輛本社から同山形支店を分離し、同社のスタッフとラインを明確にするために行なわれたものであることが明らかであり、これにより勤務地に変動のあった者は、5名で、うち申立人組合員は、A15、A16、A14の3名であったことが認められる。

会社がA15に米沢転勤を命じたのは、同人の希望に対する次善の策としてであり、またA16の場合は、重車輛新庄営業所の支店への昇格と共に伴う業務の増加のため赴任する者の出身地を考慮してなされたもので、いずれも合理的な理由があると判断する。

またA14については、組合主張のごとくこれを不当とする特段の理由は認められない。

なお、同人の辞令が撤回されたあと雑用に回されていたことは、人事異動がおちついたあとでの辞令撤回という特殊な事情のためやむを得なかつたものと判断する。

- (3) 内勤の組合役員中、外回りの職場に配転された者もいるが、これにより組合活動に多少の支障がでたとしても組合運営に対する支配介入にわたる程度のものでなく申立人の主張は採用しがたい。

5 B15部長のA17書記長に対する言動について

(1) 被申立人は、A17書記長が病気で長期欠勤中にもかかわらず家業の手伝いをしているとのうわさがあり、さらに同人が治療をうけている医師の話ではもう働ける状態だとのことなので、その間の事情をただしたものであり、また長期間の欠勤では、本人が出社しても働きにくくなることを懸念して、同人の今後の生活方針について相談にのったものであると主張する。

(2) 会社が、従業員の病気の状況を把握すること、また病気欠勤中の者が家業の手伝いができる程度に治癒しているにもかかわらず出勤しないということであれば、本人にその事情をたずねるのは当然のことである。

しかしながら、7月23日の話合いでは、特に病気欠勤中に家業の手伝いをしていることについては何ら触れておらず、主として話合われたのは、A17書記長がもっと本人の能力をのばせる別の職場をみつけてはどうかとの趣旨のことであった。

その後、8月6日、7日、20日とA17書記長の転職について同人にしつように返事を求めており、単に相談にのっただけとは看做しがたい。

特に、8月7日「鳥海」における話合いの際には、A17書記長が退職しない場合の、今後の全金組合のあり方や同盟小松への合併などを示唆しており、いかに食事をしながらなごやかになされたとはいえ酒食を供したのはB15部長であり、A17書記長に対する退職及び全金組合解散の懲処と判断せざるを得ない。

第3 救済の方法及び法律上の根拠

(1) 被申立人会社3社の一体性について

被申立人会社重車輛、小松フォーク及び東商はいずれも独立した株式会社であるが、前記認定のとおり代表取締役は同一人で、取締役も3社の取締役を兼ねている者があり、さらに人事異動は3社間で行なっており、対組合との関係でも3社一体で団体交渉に応じている。したがって、その労務関係については3社一体とみるのが相当である。

(2) 損害賠償について

申立人は、申立人組合の組織破壊に対する陳謝及び組織防衛のための行動に要した経費の補填等の意味で940万円の損害賠償を請求しているが、不当労働行為制度の趣旨から、これを認容することは、労働委員会の裁量の範囲をこえるもので申立人の主張は採用できない。

(3) なお申立人は、山形新聞ほか3紙への謝罪文の掲載を求めるが本件の場合主文の救済で十分である。

以上のとおりであるから、被申立人会社職制の全金組合切崩し、B15部長のA17書記長に対する言動は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。よって労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和50年2月10日

山形県地方労働委員会

会長 山口 弘三